



長谷川藤太郎商店が長谷川香料<4958>株式の変更報告書を提出



長谷川香料<4958>について、長谷川藤太郎商店が11月20日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者の住所変更」によるもの。

報告義務発生日は、2018年5月1日。